魚津市大町コミュニティセンター整備事業等・施設設計業務委託
公募型プロポーザル実施要項

令和８年 11 月 26 日
魚津市
（担当：総務部市民自治推進課）

１．プロポーザルの概要

（１）名　称　　魚津市大町コミュニティセンター整備事業等・施設設計業務委託公募型プロポーザル

（２）方　式　　公募型プロポーザル

（３）目　的　　魚津市大町コミュニティセンター整備事業等（以下「本事業」という。）は、旧大町小学校の敷地に大町コミュニティセンターを移転・整備するほか、旧大町小学校残存校舎の改修を行うものです。

老朽化した従来施設に代わる新たな地域コミュニティの拠点を形成することにより、活気あふれる交流・活動の場として地域の活性化を目指すとともに、敷地内にある体育館等と一体的に運用することで管理運営の効率化を図ります。また、従来施設と比べ海岸から離れることで津波や高潮等のリスクを大幅に低減し、加えて体育館等と連携した避難場所として活用することにより、地域の防災拠点としての機能を強化します。

本事業の実施にあたり、設計者にはコミュニティセンター整備に関する豊富な知識・経験、専門家の高い技術力・問題解決力・コストコントロール能力や豊かな創造力に期待することから、魚津市大町コミュニティセンター整備事業等・施設設計業務（以下「本業務」という。）の委託先として最適な設計候補者を「公募型プロポーザル」（以下「本プロポーザル」という。）において選定することにしました。

選定は、魚津市大町コミュニティセンター整備事業等・施設設計業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行います。

（４）担当課　　魚津市総務部市民自治推進課

〒937-8555　魚津市釈迦堂一丁目10番1号（本庁舎２階）

TEL：0765-23-1131　FAX：0765-23-1051

E-mail：shimin-jichi@city.uozu.lg.jp

２．業務の概要

（１）業　務　名　　魚津市大町コミュニティセンター整備事業等・施設設計業務

（２）業務内容　　以下の工事に係る基本設計及び実施設計（地質調査、整備範囲の現地測量、アスベスト調査及び建築確認申請等各種申請を含む。）

①大町コミュニティセンター新築工事

②　〃　　外構工事

③旧大町小学校残存校舎改修工事

（３）履行期間　　契約日の翌日から令和９年12月末まで（約10か月間）

ただし、令和９年９月末までに基本設計を完了し、概算工事費及び図面（位置図、平面図、立面図、完成予想図）を提出することとします。

（４）委託上限額　　５６，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

（５）そ　の　他　　①業務完了までに、速やかに建築確認申請等各種申請手続きを済ませてください。なお、各種申請に係る手数料は受託者の負担とします。申請手続き後、質疑及び指摘事項については、受託者の責任において対応してください。

②本業務の受託者と随意契約により締結する予定の他の業務は、魚津市大町コミュニティセンター整備事業等工事監理業務委託とします。業務の内容は、工事の施工時期、施工内容、性質等を踏まえ市が決定するものとします。なお、業務委託料の予算配当を条件とするほか、施設設計業務の履行状況等により、随意契約を締結しない場合があります。

３．発注者

魚津市

４．参加資格要件

（１）資格要件

参加は、単独企業、設計共同企業体を問いません。ただし、設計共同企業体での参加の場合であっても、その全ての者が以下の要件を満たしていることとします。なお、②については、設計共同企業体を構成する者のうち、１者以上が要件を満たしていれば可とします。

① 参加表明書を提出するまでに、令和７・８年度魚津市入札参加資格者名簿（測量・設計コンサルタント業務等）の内、「建築一般」に登録されていること。

② 富山県内に本社があること。

③ 平成 13 年以降、日本国内における、集会所（公民館、コミュニティセンター等）の新増築の設計実績（延床面積 500～1,500 ㎡）があること。（発注者が、国及び地方公共団体（独立行政法人等これに準じる機関も含む。）であることを問わない。また、設計共同企業体の構成員での実績を含む。ただし、建築物の大規模な修繕又は大規模な模様替えは除く。）

④ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立がなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続きの申立がなされている者でないこと。

⑦ 設計業務に関し、国及び地方自治体から指名停止を受けている期間中でないこと。

⑧ 国税及び地方税を滞納していない者であること。

⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号による暴力団及び第６号に規定する暴力団関係者でないこと。

（２）業務従事者の資格等

① 統括責任者及び主任技術者は建築士法に規定する一級建築士の資格を有していること。

② プロポーザル参加表明書に記載した統括責任者及び主任技術者は、設計候補者として選定され魚津市と契約した場合は、必ず本業務を担当すること。

５．工事計画の概要

「魚津市大町コミュニティセンター整備事業等に係る工事計画概要　別紙１」（以下、「工事計画概要」という。）のとおり。

６．プロポーザルの提案課題

本プロポーザルにおいて、工事計画概要を踏まえ、この要項にある『10．提出書類』の項に従って提案してください。技術提案書における提案課題は次によるものとするほか、当該課題に関連する内容であれば、工事計画概要で定める概算工事費の範囲内で、施設の計画に新たな提案を盛り込むことも可能とします。

なお、工事計画概要５（１）①記載のとおり、「大町コミュニティセンター新築工事」については、本プロポーザル公表時点で構造が未確定ですが、技術提案書については、整備区域の津波浸水深を 1.0ｍと想定し、鉄筋コンクリート造（ＲＣ造）で新築するものとして作成してください。

≪提案課題≫

（１）施設設置位置のイメージについて

① 平時及び災害時における周辺施設（旧大町小学校体育館、残存校舎、グラウンド等）との連携や利便性に優れた施設の配置について

② 外構（駐車場及び県道側からグラウンドへの車両乗入通路）の配置について

（２）外観などのイメージについて

① 子ども、若者、高齢者、障がい者など幅広い利用者が、気軽に立ち寄ることができる親しみやすい外観とすることについて

② 施設周辺の環境と調和のとれた建築デザインとし、公共施設として適切な外観とすることについて

③ 装飾性や意匠性をできるだけ抑え、機能性、合理性及び維持管理の容易さを重視したデザインとすることについて（外壁面の開口部は必要性能（採光、換気、排煙、避難等）を満たす範囲で適切に抑制した提案とすること）

（３）施設内の諸室等のイメージについて

① 諸室（スペース）が連携しやすく、効率的に利用できる間取りについて

② 子ども、若者、高齢者、障がい者など、幅広い利用者への配慮について

③ 魚津城跡や米倉など地域の歴史資源を活かし、地域の魅力を地域内外へ伝える工夫について

（４）災害時の安全性・利便性の確保について

① 地震や津波・洪水の浸水リスクに対応した強度と設備を持つことについて

② 避難者の命を守り、安心して過ごすことができる工夫について

③ 避難所運営者（市・地域住民）の負担を低減し、効率的に避難所運営を行うことができる工夫について

（５）経済性・環境への配慮について

① 建設コストの低減や床面積の縮減について

② 適切な工期設定について

③ 維持管理コスト（設備類の更新費用、光熱水費等のランニングコスト）及び維持管理に係る手間の低減のための対策について

④ 建築物の長寿命化や劣化防止のための対策について

⑤ 建設コストに配慮しながらも、ZEB Ready 水準を達成できる設備計画（外皮や配置などパッシブ技術を含む）や、ゼロカーボンシティに向けた取組について

７．プロポーザルの審査及び選定方法

（１）審査・選定方法

本プロポーザルは、審査委員会による二段階審査方式で行います。

第一段階審査は、提出書類により、ヒアリングに参加を要請する者を５者程度選定します。

なお、参加表明者が５者以下のときは、第一段階審査を省略し、第二段階審査を実施するものとします。

第二段階審査は、ヒアリング参加要請者を対象として、提出書類を用いてヒアリングを行い、本業務に最適な設計候補者１者及び次点候補者１者を選定します。（第一段階審査の結果は評価の対象としません。）

（２）評価基準

評価は、「魚津市大町コミュニティセンター整備事業等・施設設計業務委託公募型プロポーザル評価基準　別紙２」（以下「評価基準」という。）に基づき行います。

８．スケジュール

① 実施要項の公告（魚津市ホームページ掲載）
令和８年 11 月 26 日（木）

② 参加表明書の提出期間
令和８年 11 月 27 日（金）～令和８年 12 月 16 日（水）午後５時（必着）

③ 参加表明書の提出に係る質問受付期間
令和８年 11 月 27 日（金）～令和８年 12 月４日（金）午後５時（必着）

④ 技術提案書の提出に係る質問受付期間
令和８年 12 月９日（水）～令和８年 12 月 18 日（金）午後５時（必着）

⑤ 参加資格の審査・結果通知
令和８年 12 月 21 日（月）　※予定

⑥ 技術提案書の提出期間
令和８年 12 月 23 日（水）～令和９年１月 14 日（木）午後５時（必着）

⑦ 第一段階審査（書類選考）
令和９年１月中旬

⑧ 第一段階審査結果発表及び通知
令和９年１月下旬

⑨ 第二段階審査（ヒアリング）
令和９年２月初旬

⑩ 第二段階審査結果発表及び通知
令和９年２月中旬

９．プロポーザルの作成上の基本事項

本プロポーザルは、設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型、模型写真、透視図等）の作成や提出を求めるものではありません。具体的な設計作業は、発注者と協議のうえ開始することとします。

10．提出書類

（１）参加表明書

① 参加表明書表紙（様式１）
② 会社・事務所の技術者の人数（様式２）
③ 総括責任者・主任技術者（様式３）
④ 集会所（公民館・コミュニティセンター等）の新増築設計業務実績（延床面積 500～1,500 ㎡）　※平成 13 年以降（様式４）
⑤ その他添付書類

（２）技術提案書

① 技術提案書表紙（様式５）
② 施設設置位置のイメージ（様式６）
③ 外観等のイメージ（様式７）
④ 施設内の諸室等のイメージ（様式８）
⑤ 災害時の安全性・利便性の確保（様式９）
⑥ 経済性・環境への配慮（様式 10）
⑦ 設計費見積書（様式 11）

※「魚津市大町コミュニティセンター整備事業等・施設設計業務委託公募型プロポーザル提出書類様式一覧別紙３」を参考に記載してください。

11. 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期間

（１）提出方法　　参加表明書提出書類（（様式１）～（様式４）及び添付書類）を電子データ（PDF 形式）とし、以下に記載のメールアドレスに電子メールにより提出してください。また、原本１部を持参又は郵送してください。原本は製本せず、クリップ留めとしてください。

（２）提 出 先　　魚津市総務部市民自治推進課（本庁舎２階）
電話：0765-23-1131
E-mail：shimin-jichi@city.uozu.lg.jp
（注）参加表明書を提出する事業者は、上のメールアドレスに件名を「【事業者名】プロポ参加表明」とし、本プロポーザルにおける連絡担当者名を記載のうえ、メールを送信してください。なお、電子メール送信後、必ず担当部署に到達確認の電話をしてください。

（３）提出期間　　令和８年 11 月 27 日（金）～令和８年 12 月 16 日（水）午後５時（必着）

（４）参考資料　　本プロポーザルの実施にあたり、この要項に添付する資料のほか、次に掲げる資料を総務部市民自治推進課内で公表します。閲覧を希望される場合、事前に電話又は電子メールで日程を調整してください。

①旧大町小学校管理教室棟解体工事図面	※参考資料（７）
②旧大町小学校残存工舎建物図面	※参考資料（８）で一部添付
③ＰＣ杭存置位置図	※参考資料（９）
④現大町コミュニティセンター建物図面	※参考資料（10）で一部添付
⑤旧大町小学校体育館建物図面	※参考資料（11）で一部添付
⑥ボーリング調査図	※参考資料（12）

⑦令和２年度、令和７年度魚津城跡埋蔵文化財発掘調査業務報告書
※整備予定地の測量図はありません。

12. 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期間

（１）提出方法　　技術提案書 15 部（様式６～10）を持参又は郵送してください。うち１部は様式５を表紙とし、様式 11 を添付し、製本せず、クリップ留めとしてください。あわせて、様式５～様式 11 までの電子データ（PDF 形式）を保存した CD-R 又は DVD-R を提出してください。

（２）提 出 先　　魚津市総務部市民自治推進課（本庁舎２階）

（３）提出期間　　令和８年 12 月 23 日（水）～令和９年１月 14 日（木）午後５時（必着）

13. 質問の受付及び回答

（１）提出方法　　質問書（様式 12）により、電子メールにて提出してください。

（２）提 出 先　　魚津市総務部市民自治推進課（本庁舎２階）
shimin-jichi@city.uozu.lg.jp

（３）受付期間　　①参加表明書の提出に係る質問
令和８年 11 月 27 日（金）～令和８年 12 月４日（金）午後５時（必着）
②技術提案書の提出に係る質問
令和８年 12 月９日（水）～令和８年 12 月 18 日（金）午後５時（必着）

（４）回答方法　　質問者名を伏せて、市ホームページ上で順次回答します。
※回答の内容は、本要項等の修正とみなします。
※類似の質問は、まとめて回答する場合があります。

14. 審査の結果及び通知

（１）第一段階審査及び結果の通知

審査委員会が、提出された「参加表明書」と「技術提案書」を基にヒアリング参加要請者を５者程度選定し、選定された者にはヒアリング参加要請書を通知します。また、選定されなかった者にも通知します。

ただし、参加表明者が５者以下のときは第一段階審査を省略し、全員にヒアリング参加要請書を通知します。

なお、通知は電子メールによります。

（２）第二段階審査及び結果の通知

審査委員会が、ヒアリング参加要請者からの提出書類を基にヒアリングを実施し、評価基準に基づき総合的に審査のうえ、本業務に最適な設計候補者を選定します。選定された者に対して所定の手続きが終了次第、その旨を書面により通知します。また、選定されなかった者に対しても、その旨を書面にて通知します。

15. ヒアリングの実施

（１）日　程　令和９年２月初旬

（２）場　所　後日指定（ヒアリング参加要請に合わせて通知します。）

（３）方　法

① ヒアリング時間は 30 分程度（説明 15 分程度　質疑 10 分程度　交代５分）

② ヒアリングでの入室は、３名までとします。

③ 会場にはホワイトボード、大型モニターを用意するので、技術提案書と同じもの（サイズは問わない）を掲示又は投影し説明を行うことができます。また、文字等を見やすくするため、技術提案書の一部を拡大表示することは可能ですが、追記及びアニメーション加工・着色・音声編集は不可とします。説明のための資料（模型を含む）を追加して提出することも不可とします。

④ 大型モニターに接続するパソコンは持参してください。接続ケーブル（HDMI・VGA 端子）は市で用意します。

16. 業務の委託等

（１）契約の交渉

市は、最適な設計候補者として選定された者と、速やかに設計業務委託に係る契約の交渉を行うものとします。辞退その他の理由で契約できない場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとします。

（２）設計業務委託料

設計業務委託料は、魚津市が定める方法により算出して得た額を上限として、随意契約により

締結します。

（３）業務内容

「２．業務の概要」の内容を元に、協議の上、随意契約により締結します。

（４）履行期間

履行期間は、「２（３）履行期間」記載の期間を元に、協議の上、随意契約により締結します。

（５）その他

受注者は、契約後の設計業務において、技術提案書の提案内容に拘束されません。

17. 失格事項

（１）参加表明書及び技術提案書が次に掲げる事項に該当するときは失格とします。また、契約後に事実関係が判明した場合においても同様とします。

① 提出方法、提出先又は提出期限に適合しないもの
② 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
④ 明らかに本業務の内容から逸脱すると思われる記載があるもの
⑤ 許容された表現方法以外の表現が用いられているもの
⑥ 虚偽の内容が記載されているもの又は既に発表されたものと同一若しくは類似の提案又は盗用した疑いがあると認めたもの
⑦ 技術提案書の設計費用の見積書金額が２．（４）の委託上限額を超える場合
⑧ その他、参加者が委託業務を遂行するにあたり、著しい問題があると市が判断した場合

（２）応募者が、次に掲げる事項に該当するときは、失格とします。

① 応募者が、この要項に定める手続き以外の方法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接または間接に求めた場合
② プロポーザル関係書類を複数案提出した場合
③ ヒアリング時に追加資料等を提出した場合
④ 応募者が他応募者の協力事務所となっていた場合
⑤ その他審査委員会が不適当と認めた場合

18. 参加報酬等

応募者への報酬はありません。

19. その他の留意事項

（１） 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成４年法律第 51 号）によるものとします。

（２） 参加表明書に記載した主任技術者は、傷病、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き変更できないものとします。

（３） 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しません。また、市は、参加表明書及び技術提案書を保存及び図録等により公表する権利を有するものとし、その使用料等は無償とします。

（４） 参加表明書及び技術提案書は、提出後の差し替え及び再提出は認めません。

（５） 審査の経緯及び結果についての異議の申し立ては受け付けません。

（６） 本プロポーザルに参加した者は、この実施要項に同意したものとみなします。

（７） 本プロポーザルに関して、追加すべき情報があった場合、魚津市ホームページに掲載します。